

2021年度第1期授業料減免について

■ 高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料減免）

（対象者）

学部・学群生

ただし、

- ① 大学への入学時期等に関する要件（高校をはじめて卒業してから大学に入学するまでの期間が3年以内）
- ② 日本国籍でない場合は、在留資格等に関する要件（法廷特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）
- ③ 過去に、修学支援制度による授業料減免を受けていないことなどの条件があります。

（申請期間）

- A 2020年度に修学支援制度を受けた者（4/14～26）※ 別に「在籍報告」も必要です。
[2021年度第1期授業料減免申請について【高等教育の修学支援制度 受給者】](#)
- B 2021年度から新規に受ける予定の者（4/9 17:00 まで）
日本学生支援機構給付奨学金申込希望申告書の提出
（別に、給付奨学金の申請が必要。また、採用後授業料減免申請書の提出が必要）
[日本学生支援機構奨学金・授業料減免の申込を希望する方へ【学部・学群生対象】](#)
- C 新入生で予約採用を受けている人（4/12～16の指定時間）
（新入生オリエンテーションで案内）

■ 大学独自の授業料減免制度

（対象者）

上記、「高等教育の修学支援制度」の対象とならない学生（主に、大学院生、留学生等）
ただし、留学生は、第2期のみ申請可。

（仮申請期間）

4/9（金）17:00 まで

- A 在学生
Moodle にログインし、学生係掲示板から申請
[2021年度第1期授業料減免申請について【大学独自制度】](#)
- B 新入生
学生係窓口で用紙を配布するため、紙で申請
（新入生オリエンテーションで案内）